

消費生活相談だより

子どものオンラインゲームや
投げ銭での高額課金に注意！

▼オンラインゲームでの課金トラブル
相談事例

◎中学生の息子が自分（保護者）のスマ
ホからオンラインゲームにキャリ
ア決済で課金していた。取り消して
ほしい。

◎スマホを母親のアカウントにログイ
ンした状態で小学生の娘に貸したと
ころ、娘がアカウントのパスワード
を変更して、登録されたクレジットカード
でゲームに課金してしまった。

▼投げ銭のしくみと課金トラブル相談
事例

◎自分の好きなアーティストやグルー
プを応援する「推し活」の一つとし
てライブ配信サービスアプリがあ
り、リアルタイムで投げ銭ができる。
配信者の喜ぶ顔が見たかったという
理由で、小学生の娘がゲーム実況の
配信者に約20万円の投げ銭をしてい
た。

▼アドバイス

◎保護者のスマホで遊ばせる場合は、
保護者のアカウントは必ずログオフ
しましょう。

◎スマホやゲーム機のペアレンタルコ
ントロールやファミリーリンクなど
を設定することをおすすめします。

また、クレジットカードの管理方法
を工夫してください。
◎子ども自身が考えて、適切にゲーム
と付き合えるように話し合っ
てルールを決めましょう。
（参考：消費者庁・国民生活センター）



▼問い合わせ先

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日
午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もご利用ください！
毎週火・木曜日（要予約）
☎68・2211（内線246）
②茨城県消費生活センター
平日と日曜日（日曜日は電話のみ）
午前9時～午後5時（日曜日は午
後4時まで）
☎029・225・6445

③国民生活センター（消費者ホットラ
イン）土・日曜日、祝日
午前9時～午後4時
☎188（いやー！）

※他市町村へのご相談はご遠慮ください。

令和7年4月1日採用 利根町職員を募集します！！

募集区分	予定人員	受験資格など
一般職 （一般事務）	4名程度	平成10年4月2日以降に生まれた方で、高等学校、短期大学、または4年制大学を卒業した方（卒業見込みの方）
一般職 （社会福祉士）	1名程度	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方 または令和7年3月31日までに取得見込みの方

※日本の国籍を有しない方、地方公務員法第16条（欠格事項）に該当する方は受験できません。

試験概要

- ▶第1次試験 書類審査（履歴書・エントリーシート）
※第2次試験・第3次試験については、合格者に別途通知いたします。
- ▶給与（基本給）
一般職 高校卒 16万6,600円・短大卒 17万9,100円・大卒 19万6,200円
※学校卒業後一定の経験年数がある方は、上記金額（令和6年4月1日現在）に一定額が加算されます。
（その他各種手当あり）
- ▶申込方法 6月24日（月）から総務課人事給与係で申込書類の配布をしますの、必要事項を記入のうえご提出ください。
※郵送請求も可。詳細については、事前にお問い合わせください。
- ▶申込期間 7月1日（月）～8月1日（木） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
※郵送の申し込みの場合、8月1日（木）必着
- ▶問い合わせ先 総務課 人事給与係 ☎68-2211（内線312）
※詳細については、6月中旬以降、町公式ホームページに掲載を予定しています。

商工会だより

商工会に加入しませんか

商工会は、中小規模事業者の経営支
援を目的とした経済団体です。

▼主な事業

経営相談、経営・事業計画策定支援、
創業支援、事業承継支援、補助金申請
支援、講習会、相談会の開催、無料専
門家派遣、金融斡旋支援、税務申告支
援、労働保険事務支援、一般共済保険
斡旋、経営支援共済等斡旋、その他、
各種情報提供など、さまざまな事業を
実施しております。

▼加入の手続き

商工会所定の加入申込書にご記入の
上、お申し込みください。

▼加入金

5000円（加入時のみ）
▼会費（口座振替にて）
・個人 月1500円
・法人 月2000円
・特別会員 月500円

※特別会員：商工業者ではないが商工
会の趣旨に賛同し事業などへご協力
していただける方



浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して
生活排水をきれいにする装置です。そのた
め、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、
定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法
定検査が必要であり、法律により実施が義
務付けられています。
適正な維持管理と法定検査を行い、浄化
槽を正しく使っていただくよう皆さまのご
協力をお願いします。

浄化槽の維持管理について

▼保守点検

・浄化槽内の機器、送風機やタイマーなど
の点検調査を行います。また、消毒剤を
定期的に補充し、放流先が不衛生になら
ないようにするのも重要な作業です。
・10人槽以下の家庭用浄化槽は、3～4カ
月に1回行う必要があります。
※県に登録している保守点検業者に委託し
てください。

▼清掃

・浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る
のが清掃です。
・年に1回以上（全ばっ気方式は6カ月に
1回以上）行う必要があります。
※市町村の許可を受けた清掃業者に委託し
てください。

▼法定検査

・浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行わ
れ、きれいな水が放流されているかを検
査します。
・最初の検査は、浄化槽を使い始めてから
3～8カ月の間に1回行う必要があります。
その後は毎年1回行う必要があります。
・法定検査を受けていないご家庭には、県

商工会青年部員・女性部員を募
集しています

【青年部】

▼加入資格

商工会に加入している、45歳までの
経営者ならびに後継者の方

▼主な活動

町主催行事への参加、県および県南
青年部事業への協力
▼年会費 1万2000円

【女性部】

▼加入資格

商工会員である事業者またはその配
偶者・親族であり、その事業に従事し
ている女性の方

▼主な活動

地域振興など（町主催行事への参加
など、地域商工業の発展とまちづくり
の原動力として、積極的に活動してい
ます）

▼年会費 3000円

▼問い合わせ先

利根町商工会（利根町布川2947）
☎68・7417



から受検指導文書が送付されます。

※県指定検査機関である（公社）茨城県
水質保全協会（☎029・291・
4000）に申し込みをしてください。

▼「一括契約システム」をご利用ください。

・保守点検、清掃、法定検査を一括して契
約できるシステムです。
※詳しくは、保守点検業者または清掃業者
にお問い合わせください。

▼単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への
転換

・単独処理浄化槽は、トイレからの汚水の
みを処理し、台所やお風呂からの生活雑
排水はそのまま放流してしまします。生
活雑排水も併せて処理できる合併処理浄
化槽に転換することで、放流する汚れの
量を8分の1に減らすことができます。
・身近な水環境の保全のため、合併処理浄
化槽への転換をお願いします。

▼「浄化槽設置費補助金」をご利用ください

※要件（合併浄化槽への転換など…）があ
りますので、詳しくはQRコードから町
公式ホームページをご覧ください。



▼問い合わせ先

生活環境課
☎68・2211（内線234）
県民生活環境部環境対策課
☎029・301・2966